

安全配慮義務違反等に関する件

<p>通報内容</p>	<p>緊急事態宣言発令後の令和2年4月8日実施の出張が、管理職指示ではなく、不要不急に該当しない理由もない、また、出張そのものが安全配慮義務違反である。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 令和2年4月の状況          令和2年2月下旬以降、首都圏を中心に新型コロナウイルス感染拡大が続く中、同年4月7日に国は緊急事態宣言を出し、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに神奈川県を指定した。同日に神奈川県知事が、「県民の皆さま一人ひとりが、8割程度の接触機会の低減を果たせば、1か月で新型コロナウイルス感染症は収束できると言われています。そこで、同年5月6日（水曜・振替休日）までの間、生活のために必要な場合を除き、外出（特に夜間）を自粛することを強く要請します。生活に必要な外出とは、食料や日用品の買い物、医療機関の受診、通勤などが考えられますが、皆さまの生活習慣に応じて適切に判断してください。」と発している。8割程度の接触機会の低減が求められている状況であったことから、外出自粛の対象とはされていない業務上の出張であっても、必要性を個々に判断して、真に必要な場合のみに限定することが望ましい状況であったと考えられる。</p> <p>2 令和2年4月8日の出張手続          教職員の出張については、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第24条第1項において「職員の国内の出張は、校長が命ずる。」と、また、横浜市立学校教職員服務規程（平成19年3月横浜市教育委員会達第6号）第18条第1項で「教職員は出張を必要とするときは、出張命令簿又は出張を命ずる決裁文書により事前に所要の手続をしなければならない。」と規定されている。          所属から提出された出張命令簿を確認したところ、通報対象の出張（以下「本件出張」という。）について、校長が決裁するなど上記規定に従った手続が執られていることが認められるから、上司からの指示がなかったということとはできない。</p> <p>3 本件出張の必要性          所属報告書によると、移転作業の日程及び具体的な内容は、令和2年3月25日及び26日に教育用ネットワークの撤去、4月上旬には新学級への教育用ネットワークの開設・開通、同月15日には新学級のYCAN開設、16日に新学級のルータの開通、21日に旧学級のYCAN閉鎖、同月下旬には電話及びFAXの回線開設・開通など、であったとし、本件出張において行われた具体的な作業は、教科書や教材等の梱包、段ボールへのラベル貼り、荷物の付番作業、新学級の配置図の作成作業を行ったとしている。また、毎週水曜日は、週に1度行われている定期清掃のため、立ち会う必要があったとのことである。          出張先であるX病院全体の移転スケジュールを踏まえて決定された移転予定日が令和2年4月17日であることや、ネットの撤去及び開設のスケジュールは、所属から提出された担当職員のメールの内容から確認することができ、同年4月上旬に移転のための作業を行う必要があったとする所属の説明を不合理であるということとはできない。          また、令和2年4月8日は、教科書や教材等の梱包などの作業を行った、定期清掃のため立ち会う必要があったという説明を不合理であるとする事情は認められない。          上記の状況からすると、本件出張が不要不急のものであったということとはできない。</p> <p>4 本件出張における安全配慮          所属報告書では、出張者に対する安全配慮として、①当該校では、常に高い意識を持った教職員が多く、本件出張以前から学校全体として不要不急の出張を控えるよう職員間で共有していた。②移転作業については、訪問部の教員が総出で行う予定であったが、2名で行うこととし、検温、手洗い、うがい、手指消毒等の徹底も指示した。③X病院の安全性等については、X病院が外来の受付をしていたこと、病院側からの立ち入り制限はなかったことを考慮し、病院の機能強化のため、期日までに移転作業を進めることが感染拡大防止につながると考えた、としている。          感染防止のための検温、手洗い、うがい、手指消毒等の徹底については、令和2年3月31</p>

日に教職員労務課から発出された「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービスの取扱い（休暇、職免、フレックス等）及び健康管理について」（教労第2576号教職員労務課長通知）の「5 教職員等の健康管理について」で注意喚起をされているところであり、当該校でも取り組まれていたと考えられる。

一方で、本件出張が実施された4月8日は、緊急事態宣言が発令された翌日であること、出張先のX病院では同月1日及び4日に研修医の感染が報告されていたことから、十分な感染予防対策や、安全の確認を行うだけでなく、移転日及びその準備作業の日程変更等も検討すべき余地があったとも考えられる。しかし、所属では、X病院に訪問することの安全性や移転準備の必要性を考慮したうえで、出張することとしたとのことであり、上記3のとおり、本件出張が不要不急なものとはいえないことから、所属のこの判断を不合理であるとすることはできない。

したがって、本件出張が安全配慮義務に違反するものであったとはいえない。

#### 5 まとめ

上記のとおり、本件出張については必要なものであり、一定の感染防止対策を行っていたとの所属の説明を不合理であるとする事情は認められなかった。

また、令和2年6月からの学校再開に向け、令和2年5月26日に「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を教職員の感染症対策や児童生徒・保護者への対応のために発行するとともに、ガイドラインは適宜見直しを行い、感染症拡大防止並びに教職員の不安を低減するために都度教職員に周知しているとのことであり、教育委員会として新型コロナウイルス対策に適切に取り組んでいることが認められる。

一方で、本件出張は不要不急に該当しない理由がない、安全配慮義務違反であった、と通報が出されたことを踏まえると、不安に感じた職員がいたことは否定できないところである。当該職場は20人を超える職員が在籍しており、全職員に情報共有を徹底することは難しい面があると考えられるが、この点、所属においても、「できる限り情報共有に努めるべき部分もあった」と情報共有の問題を認識していることから、適切に情報共有が図られるよう努めることを要望し、対応を終了する。

#### 本市の対応

緊急事態宣言発令等、教員の中でも不安を感じる者がいた状況を考えると、対応の必要性や配慮事項をできる限り校内で共有し、職員の不安を払しょくするための対応が必要であったとも考えられる。当時の状況下において、X病院側の混乱（感染者対応をしながらの移転作業で余裕がなかったことなど）や本市側の混乱（突然の一斉休業による各種対応）、ひいては国からの指示も見通しが立たない中で、できる限り情報共有に努めるべき部分もあったと考え、教職員の感染症対策や児童生徒・保護者への対応として、令和2年6月の学校再開に向け教育委員会事務局としては5月26日に「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、対策を行っている。ガイドラインは適宜見直しを行い、感染症拡大防止並びに教職員の不安を低減するために都度教職員に周知している。